

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 4 4 号
2 0 1 5 年 3 月 2 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「新大阪駅引上線検修業務の業務移管等」に関する解明要求の申し入れ

6月1日より標題の業務移管が計画されている。
業務移管に伴う関係社員の労働条件、異動に関して下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定し誠意ある回答を求める。

記

I 基本要件

1. 検修業務を移管する目的を明らかにすること。
2. 直営管理から関係会社（以下「サービック」という）に業務移管することに対して安全上、問題はないのか明らかにすること。
3. 直営社員とサービック社員への周知、教育はどのように行うのか明らかにすること。

II 運輸所関係

1. 大阪第二運輸所の全社員に対して面談を実施し、個人の希望を尊重すること。
2. 引上げ線の交代7形の勤務に就く社員について「経験、知識、技能をもった社員」と説明しているが、具体的にどの職群の社員を指定するのか明らかにすること。
3. 引上げ線の勤務に就く社員は何名で交番を回すのか明らかにすること。また、その周期は何ヶ月で回すのか明らかにすること。
4. 指定された運転士は車掌の乗務に就き、営業訓練も受けるのか明らかにすること。
5. 業務移管に伴う大阪第一運輸所から大阪第二運輸所への異動はあるのか明らかにすること。
6. 移管後、引き上げ線での停止位置の行き過ぎた場合の保安要員として誰を指定するのか明らかにすること。

III 車両所関係

1. 業務移管に伴い、大阪仕業検査車両所新大阪支所（以下「支所」という）、新大阪支所走行管理班（以下「走行管理」という）の社員に対して面談を実施し異動などについては個人の希望を尊重すること。
2. 直営社員とサービック会社との業務内容の区別とその責任について明らかにすること。
3. 検修職場では知悉度試験や認定制度があるが、業務移管する職場でも直営社員、サ

- ービック社員にも行うのか明らかにすること。
4. 支所は廃止となるのか明らかにすること。
 5. 引き上げ線庫内で異常時の列車防護が扱われた場合等の安全確保、保安要員についての責任者は誰を指定するのか明らかにすること。その場合の資格は必要ないのか明らかにすること。
 6. 現在、台車交換作業後の試運転を大阪修繕車両所（班長）と新大阪支所の担務として走行管理の社員が担当しているが、移管後の担当はどの部署の社員が引き続き行うのか。明らかにすること。
 7. 現在、支所での作業が完全に終了しないまま、検修作業をしながら発車するといった危険なケースが発生している。移管後は作業が終了しない状態での出庫はしないよう会社が責任持った判断をすること。
 8. 断路機、移動禁止合図器は誰が扱うのか明らかにすること。
 9. 車両乗継通告券の記入は誰が行うのか明らかにすること。
 10. ダイヤ改正後、引き上げ線検修作業として一日何本の列車が入出庫しているのか明らかにすること。
 11. 引き上げ線検修作業の現在の作業ダイヤと移管後の作業ダイヤを明らかにすること。
 12. 現在、走行管理班の日勤者が支所の当直補助を担当しているが、移管後の大阪第二運輸所担当者を補助するサービック会社の担当者は指定するのか明らかにすること。
 13. 会社は、今回の業務移管は「サービックが作業をやること」と説明しているが、走行管理班の業務移管や班の存続について、「車両検修管理システム（ARIS）」「車上データ伝送装置（SS無線）」「台車温度検知装置（地上側設備）」等の活用との関連があるのか明らかにすること。

以上